

令和8年1月19日

## 指定旧供給地点の指定の解除について

近畿経済産業局長から意見を求められた【別紙1】の事業者及び供給地点群の指定旧供給地点の指定の解除について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る处分基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、【別紙2】のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

【別紙1】

指定の解除事業者数： 1 事業者      指定の解除旧供給地点群数： 1 地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
伊丹産業株式会社 (法人番号： 5 1 4 0 0 0 1 0 7 7 9 9 3 )	日吉莊園

【別紙2】

公 印 省 略  
20251215近畿第4号  
令和8年1月16日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和7年12月11日付け20251209近畿第21号により、  
貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、  
指定解除することに異存はありません。